

# PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成17年9月28日

各 位

## 9月社長記者会見

1. 投資単位の引下げ促進のための指定替え基準等の見直しについて  
＜資料1 参照＞
2. 株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る  
上場・売買制度の整備について ＜資料2 参照＞
3. 相対交渉取引等における取引時間延長に伴う「終値取引に関する業務規程、  
信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例」等の一部改正について  
＜資料3 参照＞

以 上

## 投資単位の引下げ促進のための指定替え基準等の見直しについて

平成17年 9月28日

株式会社名古屋証券取引所

## 1. 趣 旨

当取引所では、株式投資単位の引下げを通じて個人投資者層の市場参加を促すことが証券市場にとっての重要な課題であるとの認識に立ち、平成13年には、株式投資単位の引下げに向けたアクション・プログラムを策定・実施したほか、投資単位が50万円未満となった上場会社を対象として、指定替え基準において必要となる株主数（以下「所要株主数」という。）を優遇する措置（投資単位が50万円未満の場合には所要株主数を通常の半数、投資単位が10万円未満の場合には上場株式数にかかわらず一律に2,000人以上としている。）を実施している。

この結果、投資単位の引下げにより相当数の上場会社の投資単位が50万円未満となったが、現時点においても投資単位が50万円以上の上場会社については、1単元の株式の数の変更や株式分割による投資単位の引下げを検討しているものの、その実施により所要株主数が増加し、指定替え基準に該当する可能性が払拭できないため、1単元の株式の数の変更や株式分割を躊躇せざるを得ない、あるいは、投資単位の引下げの実現に向けて現行の株主数を大幅に増加させるため、大口の株主に対して売出しの依頼をせざるを得ない状況であるといった指摘がある。

そこで、こうした状況を改善し投資単位の引下げを一層促進するため、指定替え基準における所要株主数を一律に2,000人以上とするなど、上場制度の見直しを実施することとする。

## 2. 概 要

| 項 目                  | 内 容                               | 備 考   |
|----------------------|-----------------------------------|---|
| (1) 指定替えに係る株主数基準の見直し | ・所要株主数を上場株式数に関わらず一律に 2,000人以上とする。 | ・現行は、①上場株式数が20万単位未満の場合には、上場株式数が3万単位未満の場合にあっては2,000人、上場株式数が3万単位以上の場合にあっては2,000人に上場株式数2万単位から計算して上場株式数1万単位を増すごとに100人を加えた人数、②上場株式数が20万単位以上200万単位未満の場合には、上場株式数が23万単位未満の場合にあっては3,800人、上場株式数が23万単位以上の場合にあっては3,800人に上場株式数20万単位から計算して上場株式数3万単位を増すごとに100人を加えた人数、③上場株式数が200万単位以上の場合には、上場株式数が |

| 項 目     | 内 容   | 備 考  |
|---------|---|--|
| (2) その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定替え基準の見直しに伴い、一部指定基準における所要株主数も上場株式数に関わらず一律 2,200人以上とする。</li> </ul> | <p>205万単位未満の場合にあつては9,800人、上場株式数が205万単位以上の場合にあつては9,800人に上場株式数200万単位から計算して上場株式数5万単位を増すごとに100人を加えた人数としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行は、①上場株式数が20万単位未満の場合には、上場株式数が3万単位未満の場合にあつては2,200人、上場株式数が3万単位以上の場合にあつては2,200人に上場株式数2万単位から計算して上場株式数1万単位を増すごとに100人を加えた人数、②上場株式数が20万単位以上の場合には、上場株式数が22万単位未満の場合にあつては4,000人、上場株式数が22万単位以上の場合にあつては4,000人に上場株式数20万単位から計算して上場株式数2万単位を増すごとに100人を加えた人数としている。</li> </ul> |

### 3. 実施時期

平成17年11月上旬を目途に実施する。

以 上

## 株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備について

平成17年9月28日

株式会社名古屋証券取引所

| 項 目  | 内 容  | 備 考   |
|--|--|---|
| I. 趣旨  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年1月に施行された社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）により、社債等の権利の移転を、振替機関の口座振替によって行うことが可能となりました。</li> <li>・これを受けて、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）は、社振法に基づき、平成18年1月に社債等を対象とする振替制度（以下「一般債振替制度」という。）を開始する予定です。</li> <li>・これを踏まえ、当取引所は、上場債券の決済の安全性・効率性を確保し、市場の信頼性を高める観点から、上場対象とする債券（国債証券及び新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の要件を、現行の本券に替え、今後主流となると考えられる保管振替機構が振替業の対象とする債券とすることとし、その旨を債券の上場審査基準に規定するなど、債券の上場・売買制度において所要の整備を行うこととします。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管振替機構が振替業の対象とする社債等の種類は、保管振替機構がその業務規程に定めるところによります。</li> <li>・当取引所の指定清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）は、保管振替機構が振替業の対象とする社債等について、一般債振替制度を利用した決済制度への対応を予定しています。</li> </ul> |
| II. 改正概要<br>1. 上場制度<br>(1) 上場審査基準<br>関係<br>(2) 上場廃止基準<br>関係<br>(3) その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管振替機構の取扱いの対象であることを上場の要件とします。</li> <li>・上場申請時の本券の見本の提出を不要とし、本券に関する基準を廃止します。</li> <li>・上場債券に係る各債券の金額（各債券の金額が複数ある場合にはその最低額。）は、10万円、100万円又は1,000万円のいずれか一の金額であることとします。</li> <li>・保管振替機構の取扱いの対象とならないこととなった債券は、上場廃止とします。</li> <li>・その他、市場環境の変化に合わせ、以下の基準の整備を行います。               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内債券について、同一発行者に係る上場銘柄数に関する制限を廃止します。</li> </ul> </li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場申請に係る債券の発行者は、当該債券が保管振替機構の取扱いの対象であることを証する書面を当取引所に提出することとします。</li> <li>・現行は、原則として1発行体1銘柄しか上場を認めておりません。</li> </ul>   |

| 項 目   | 内 容   | 備 考   |
|---|---|---|
| <p>2. 売買制度</p> <p>(1) 売買単位</p> <p>(2) 決済日</p> <p>(3) 決済方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 上場審査基準における発行後経過年数に関する基準を廃止します。</li> <li>- 未償還額面総額が上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合に上場廃止にするという基準を廃止します。</li> <li>- 最終償還期限が到来する債券の上場廃止日は、最終償還日から起算して5日前の日（休業日を除外する。）とします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各債券の金額（各債券の金額が複数ある場合にはその最低額。）とします。</li> <li>・債券の売買の決済は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下同じ。）の日に行うものとします。ただし、売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払いが行われるときは当該利子の支払いが行われる日。以下同じ。）の前日（銀行休業日を除外する。）に当たる場合は、利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）に決済を行います。</li> <li>・取引参加者と顧客の間の決済は、社振法に基づく顧客口座又は保管振替機構における口座の振替により行います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行は、発行後経過年数3年以内であることが上場の要件となっています。</li> <li>・現行は、残存年数が1年未満となったところで上場廃止としています。</li> <li>・保管振替機構において、利払期日の前日は、振替が停止されることとなります。</li> <li>・経過利子の計算は、現行どおりとします。</li> <li>・清算参加者とクリアリング機構の間の決済方法については、クリアリング機構の制度要綱を御参照ください。</li> </ul> |
| <p>Ⅲ. 実施時期等</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度の施行日は、保管振替機構における一般債振替制度の開始と同時期とします。</li> <li>・本制度の施行日現在に当取引所に上場されている債券の売買は、保管振替機構が当該債券を振替業の対象として取扱いを開始するまで、なお従前の方法によることとし、当該債券が、平成19年12月末日までに、保管振替機構が振替業の対象として取り扱う債券とならない場合には、平成20年1月末日をもって上場廃止とします。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管振替機構における一般債振替制度の開始は、平成18年1月10日が予定されています。</li> <li>・左記の債券に係る取引参加者と顧客との間の決済物件の受渡しについては、保管振替機構が振替業の対象として取扱いを開始するまでは現行どおりの決済方法とし、保管振替機構における取扱い開始後は、Ⅱ. 2. (3)の方法による決済とします。</li> </ul>  |

以 上

## 相対交渉取引等における取引時間延長に伴う「終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例」等の一部改正について

平成17年9月28日  
株式会社名古屋証券取引所

### 1. 改正趣旨

N-NETシステムを利用した「相対交渉取引」及び「終値取引」の午前立会前の取引時間は、他市場の立会開始時間を考慮し、午前8時20分から午前8時50分までとしているが、(株)大阪証券取引所の市場における「特例銘柄」の廃止により、立会開始時間が午前9時に統一されることとなったため、終了時間を午前9時まで延長することとし、「終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例」等について、所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

(備 考)

・午前立会前に行われる「相対交渉取引」及び「終値取引」の取引時間を、午前8時20分から午前9時までとする。

・終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第7条  
・相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第12条  
・相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第4条

### 3. 施行日

平成17年10月11日から施行する。

以 上